

The Education for Korean Resident's Children at Shiohama Elementary School in Yokkaichi City

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/31926

四日市市立塩浜小学校における 在日韓国・朝鮮人教育に関する一考察

The Education for Korean Resident's Children
at Shiohama Elementary School in Yokkaichi City

土井 妙子（金沢大学人間社会研究域学校教育系）
Taeko DOI

Keywords: 在日韓国・朝鮮人教育、同和教育、四日市公害

はじめに

戦後の塩浜小学校の教育実践は、1964年頃から約30年間継続した健康教育と、健康教育後退期直前の1984年から開始された在日韓国・朝鮮人教育に特徴づけられる。「四日市公害と教育」を研究テーマとしてきた筆者にとって、1950年代末から校区内が甚大な公害被害に見舞われ、市内で認定患者数が最も多かった塩浜小学校は、四日市の公害教育実践を語る上で最重要地点のひとつである。このため、校内に残された資料や関係者へのインタビューから同校の特徴ある教育実践を通史的に明らかにしてきた経緯がある¹。本稿では、紙幅の関係から前稿で十分に取り上げられなかった在日韓国・朝鮮人教育に関して、とりわけその生成過程について検討し、全国的な在日韓国・朝鮮人教育の位相の中に位置づけたいと考える。

前稿で述べたとおり、四日市の大気汚染問題が一定程度緩和される中で、塩浜小学校においては健康教育が後退した。この後退期直前、同校では在日韓国・朝鮮人教育が推進されはじめた。その背景として、校区内には市内で最も多くの在日韓国・朝鮮人が住んでいたことが挙げられる。これは、海軍燃料廠建造の際、朝鮮半島から強制的に連行されてきた人、日本軍に土地が収用され、故郷で生活できなくなった人、戦後、コンビナート建設の際に土木工事に従事するため国内や韓国・朝鮮から働き口を求めて

住むようになった人たちがいるためだという²。かつて校区内には韓国人村があり、この名残で1984年頃は、在籍児童の1割～2割程度が在日韓国・朝鮮人だった。このため、県内においては最も活発に在日韓国・朝鮮人教育が取り組まれたという。

しかしながら、同時期に導入された川崎市では、導入まで厳しい論争が起こった在日韓国・朝鮮人教育が、なぜ塩浜小学校においてはさほど抵抗もなく受け入れられたのだろうか。

大気汚染被害に悩む川崎市では、難民条約が発効した1982年に「川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」が結成され、川崎市教育委員会に対して学校における差別克服の取り組みを求める交渉を行った。この交渉は、ただ差別があるとだけ教育委員会に認めさせるために1年3ヵ月の話し合い期間を要したという。当初、教育委員会側は、90%以上の在日が日本名で生活していることを「日本で生活する以上当然ではないか」と考え、差別の存在すら認めなかつた。激しい議論を繰り返しながら、その後、学校現場では教員研修や研究会を通じて議論をふかめ、在日多住地区で異文化を受容し本名を名のることの意味を問う人権尊重教育が実践されていったという。これは、教科・領域のなかで「ふれあい教育」として展開された³。

こういった他地域の事例と比較してみると、塩浜小学校における導入と推進は非常にスムー

スであったといえる。

筆者の先の論考においては、理由のひとつとして、健康教育の目的との共通性を挙げた。近隣の小・中学校では、ぜん息患者の死者が出る中で、全国的に前例のない、公害被害に打ち勝つために推進された健康教育実践とは、すなわち、「命」や「健康」を守るために生存権保障を目的とした原初的な人権教育であったと解してよい。一方の在日韓国・朝鮮人教育は、本名を名乗れず、出自を隠して生きていかなくてはならない在日たちのアイデンティティ・クライシスに対応した、被抑圧者のための人権教育であったといえる。

次の理由として地域に目を向ければ、三重県も四日市市においても同和教育が歴史的に積極的に取り組まれていたため、対象が違えど差別克服のための人権教育推進の基盤が用意されていたことが挙げられる。

類似の事例として、たとえば、1972年、大阪西成区の市立長橋小学校において在日児童が児童会長に立候補し当選するという出来事があった。長橋小学校においては校区内の同和地区に住む児童への補習授業が実施されていたが、児童会長立候補は、在日児童に対しても同様の補習授業を実施してほしいという要求を含んだものであった。これ以降新しい形の民族学級が広がったという。

国内で在日が最も多く居住するこの大阪では、終戦直後から長期にわたって民族教育に対する権利闘争が継続しており、その成果が現在に根付いているといえる。たとえば民族学級を担当する民族講師の待遇改善を求めたり、後任補充の要求を行政に行ったりといった積極的な運動を展開する中で実践を継続発展させてきた⁴。しかしながら、当事者たちの取り組みは順調に進展したわけではなく、第1章に記すように、敗戦後、在日からの教育要求に対して日本政府側は非常に厳しく弾圧し、その後の日本社会および朝鮮半島の状況変化とそれに対応した在日のアイデンティティ形成上の困難さや複雑さの

上にある。

一方、京都市では、終戦直後から実施されていた民族学級は長年停滞していたが、1970年代末から行政や学校も関わる形で再び活性化した経緯がある⁵。大阪の長橋小も、京都市内の民族学級設置校も校区内に同和地区があるか、隣接している地域だという⁶。本稿で取り上げる塩浜小学校内には同和地区はないものの、そもそも関西圏である三重県は厳しい同和問題を抱えてきた地域であり、校区の近隣には多くの同和地区がある。一方、川崎は関西圏のような同和問題は抱えていないという。本稿は、全国的な在日韓国・朝鮮人教育としての位相を確かめることを主目的にしつつ、三重県および四日市市における同和教育の歴史を紐解く中で、このふたつのルーツが交差する地点に位置づく塩浜小学校の人権教育を検討するものである。

在日韓国・朝鮮人教育のスムースな導入に関する3つ目の理由としては、導入時期には指紋押捺拒否が全国的な話題となっており、在日問題に関するターニングポイントともいえる全国的状況があつたためである。全国的な気運が四日市市内の在日韓国・朝鮮人教育を後押ししたと考える。

前稿においては、主に健康教育に着目しており、2点目、3点目の理由に関して十分に取り上げられなかった。この残された課題を以下、検討する。

1. 戦後の在日韓国・朝鮮人教育

1-1. 戦後在日問題のあらまし⁷

1910年の韓国併合以降、朝鮮人から言論、集会、出版、結社の自由といった諸権利が奪われていった。日本は、憲兵・警察機関を朝鮮全土に設置し、憲兵分隊長や警察署長には規定の法的手続きや裁判を経ることなく朝鮮人を自由に処罰することのできる即決処分権を与えた。土地調査事業によっては、全朝鮮人農民の25%にあたる45万人が土地を奪われたともいわれる⁸。さらに戦争中は、学校、集会での朝鮮語の使用

禁止、姓名の日本式への改姓、神社参拝、皇國臣民の誓詞の誦読など極端な同化政策を展開し、皇國臣民化を強力に推進した。強制徵用によって日本に強制連行された朝鮮人は、炭鉱や鉱山、軍事施設などで危険な労働を強いられ、また、徵兵制度の実施によって多くの朝鮮人が戦争に動員された。

1945年8月の敗戦時に居住していた約235万人の朝鮮人は、39年を起点に徵用と強制連行によって連れてこられた人々と、それ以前に自らの意思により日本に来た人とに大別されるという。敗戦後は帰国者が相次ぎ、46年3月の時点に残留していた約64万人のうち、約80%の人々が祖国への帰国を希望していた。しかし、在日の多くは思想的に社会主義を支持しており、米軍政下の祖国を心理的に受容できなかつたり、経済的には1000円以内という財産搬出制限によって帰国後の生活の見通しが立たなかつた。その後の朝鮮戦争による母国内の混乱、59年より始まった北送事業の結果、現地から知らされた北朝鮮の非現実性、65年の日韓協定に対する失望などから、結局残留を選択せざるを得なかつた方たちが今日の在日のルーツとなる⁹。

日本国内に残留するにしても厳しい被差別状況は変わらず、在日の地位は不安定なものであつた。敗戦から52年のサンフランシスコ講和条約の発効までは、「外国人」でもあり、「日本人」でもあるという曖昧な立場におかれた。サンフランシスコ講和条約発効後は、日本国籍を離脱するものとされ、一方的に「外国人」として扱われることになった。在日には国籍選択権がなく、「外国人登録法」により「外国人」として指紋押捺して登録しなければならず、日本国籍取得は国籍法第4条による「帰化」の道しかなかつた¹⁰。

65年、日韓条約の締結によって、日本に居住する大韓民国国民に限って、申請があれば「永住権」が保証され、強制退去の事由が緩和された¹¹。

日本の国際化が進行するなか、79年に「国際

人権規約」を批准、82年には「難民条約」が発効し、国民年金、児童手当法などから国籍条項が撤廃され、内外人平等の原則により日本人と同等の社会保障が得られることとなった。「難民条約」加盟により朝鮮籍者には、強制退去理由がより厳しく設定されるという問題は残つたが、韓国籍者と同様の永住資格の許可が得られることとなった。この時期、諸権利の面で大幅な制度的改善はなされたといえる¹²。

さらに、世界各国で男女同権思想が浸透する中、日本では85年に「国籍法」の改正が行われ、父親が日本人である場合のみに日本国籍を認めている父系優先血統主義を改め、父母のいずれかが日本人であれば日本国籍を認めるという父母両系血統主義を採用した¹³。

91年、「入管特例法」施行によって朝鮮籍者への退去強制事由に差別の待遇が解消され¹⁴、翌92年には、「外国人登録法」改正により40年間在日を苦しめた押捺制度の義務が永住権者に対してなくなつた。しかしながら、家族構成全体がわかる登録内容となるなど、新たな問題が指摘されている¹⁵。

戦後の在日への人権侵害の歴史は徐々に改善されてきたといえるが、上記のほか選挙権の問題など現在も解決していない問題がいくつも残っている。以上のはじめの背景の中で、教育保障や教育形態はどのようなものであったのか、次節ではその歴史的展開を確認する。

1-2. 在日韓国・朝鮮人教育の歴史と類型¹⁶

敗戦直後、日本に残留していた朝鮮人の親たちは、家族で祖国へ帰還するための準備として、子どもたちのために朝鮮語と歴史や文化を教えることができる「国語講習所」といわれる学校を設立し始めた。これは「民族学校」としての「朝鮮人学校」へと発展し、敗戦後1年もたたないうちに、全国に525校の初等学校、4校の中級学校、12の青年学校が建てられたという¹⁷。しかし、1948年1月、これらの民族学校は日本政府によって教育基本法や学校教育法に従つて

いないという理由で閉鎖命令が出された。この措置への抗議としてとりわけ神戸と大阪で激しい抵抗運動が展開され、同年4月には16歳の在日少年が警官の発砲により死亡するといういわゆる「阪神教育事件」もおきた。この後、一旦民族学校の存続は認められたものの、結局翌年、文部省は民族学校の閉鎖令を出し、大部分が廃校とされ、ほとんどの在日は日本の公立学校へ通うことになった。この閉鎖命令とともに、文部省により正規の授業時間以外に適当な方法によって朝鮮語や朝鮮の歴史を教えることは差し支えないという内容の通達が出され、公立学校的民族学級が認められた¹⁸。

在日のための近年の民族教育の機会として、3通り挙げることができる。ひとつは、朝鮮総連系の民族学校である。49年に民族学校が閉鎖された後、北朝鮮からの支援金によって日本各地に学校を再建しつづけた。総連は「統一祖国へ帰る」という理想をかけ、いつか祖国へ帰る日のための民族教育を実施してきた。この朝鮮学校の母国語学習は総連の誇りとされており、幼いころから朝鮮学校に通えば母国語には困らないレベルになるという。一方、日本社会への適応という点には無関心であったが、日本での定住が在日子孫にとっても現実となり、1970年代後半からは定住化に沿った内容に変更しているといふ¹⁹。

もうひとつは、民団系の民族教育であるが、総連系と比べると規模は小さい。民団系の学校は96年当時、4校で学生数が1739名だが、その内56.8%は商社駐在員、大使館の職員等の子どももあり、在日の子どもは751名のみである。日本の文部省の統制を受けており、効果的な民族教育が実施されているとは言い難い²⁰。

3つ目は、日本の学校の中へ民族教育をもちこむ形の「民族学級型民族教育」である。民族学級の始まりは、49年の民族学校閉鎖時に、大阪府教育委員会が民族学級の設置を覚書で保障したことによる。日本の学校に通わざるをえなくなった在日の子どもの民族教育のために、府

内33校の公立小学校に民族学級が設置され、36名の民族講師が府教育委員会に正式の教員として採用された。しかし、差別と牽制の中、70年代初めには当初の3分の1程度の規模に縮小し、民族講師も11名まで減少した。その後、在日運動団体と日本人教職員を中心に「後任講師補充運動」が展開され、最終的に49年以降のいわゆる「覚書民族学級」11校は維持できた。大阪では前述のとおり、71年、西成市の長橋小学校の在日児童が児童会長に立候補し、在日児童たちの権利を主張したことが契機となり、翌年から特別活動方式の民族学級が設立された。これは「覚書民族学級」と区別され、「72年型民族学級」といわれている²¹。

公立学校内の民族学級を大きく分類すれば、在日だけの学級を設ける特別学級、普通授業を受けながらある時間だけ在日の子どもを抽出して朝鮮語などを教える抽出学級、放課後等の正規授業外に行う課外学級がある。

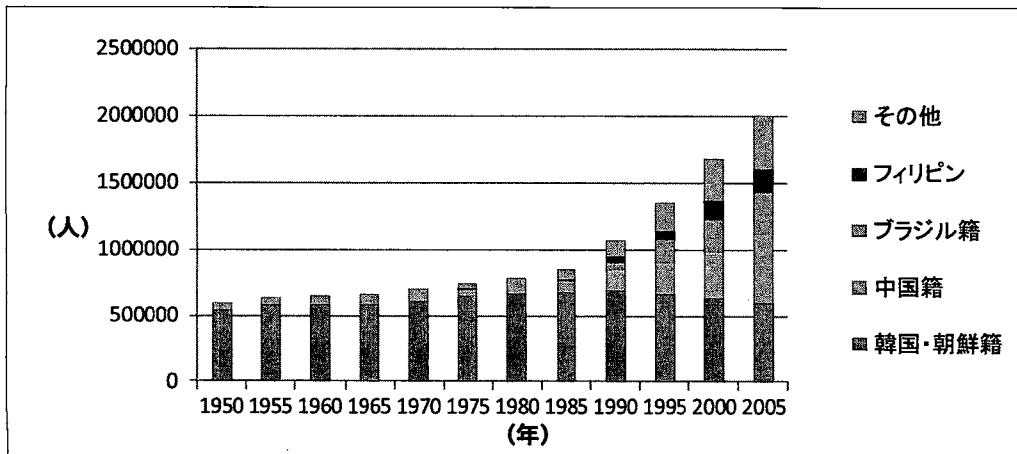
塩浜小学校での取り組みは、特別に在日の子どもだけを抽出した実践ではなく、既存の教育課程の中で、あるいは課外活動として、在日の子どもも日本人の子どもも共に朝鮮の言語や文化、歴史を学ぶものである²²。在日児童たちの民族的背景を理解し、尊重しながら共に生きるために土壌をつくることを目的としている。

1-3. 三重県および四日市市における在日韓国・朝鮮人

こういった全国的な歴史背景を理解したうえで、国内および三重県や四日市市における在日韓国・朝鮮人の位置づけを人口上からも確認したいと考える。

戦後の外国人登録者総数と韓国・朝鮮籍の人数の推移を図表1から見てみよう。50年の外国人登録者総数は約60万人であり、このうち韓国・朝鮮籍は約54万5千人であった。韓国・朝鮮籍が9割程度を占める時代が長く続いたが、80年代末からいわゆるニューカマーと呼ばれる中国人やブラジル人らが急激に増加し、09年末には

図表1 「外国人登録者数の推移」



法務省「在留外国人統計」各年度

図表2 「三重県内における外国人登録者の推移」

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
三重県総人口	1,686,936	1,747,311	1,792,514	1,841,358	1,857,339	1,866,963	1,854,742
三重県外国人人口	7,969	8,222	10,179	18,824	28,837	41,604	49,087
三重県在日人口	7,374	7,497	7,284	8,111	7,438	6,760	6,147
四日市市総人口	25,728	264,890	276,788	288,654	293,781	311,169	307,807
四日市市外国人人口	2,504	2,564	3,029	4,423	6,156	8,964	8,671
四日市市在日人口	…	2,430	2,405	2,333	2,164	2,190	2,010
塩浜地区総人口	8,832	8,766	8,705	8,192	7,492	7,129	6,671
塩浜地区外国人人口	324	340	339	453	372	372	282

- 三重県総人口：三重県HP <http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/tokeisho/tokei10/bunya02.htm> および <http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/library/jinkou/index.htm> (2011.3.23.)
- 三重県外国人人口および三重県在日人口：法務省「在留外国人統計」各年度版
- 四日市市総人口：四日市市「四日市市史」第19巻, p.75 および 四日市市HP <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu66811.html> (2011.3.23.)
- 四日市市外国人人口：四日市市への問い合わせより (2011.3.8.)
- 四日市市在日人口：三重県への問い合わせより (2011.4.3.)
- 塩浜地区総人口および塩浜地区外国人人口：四日市市への問い合わせより (2011.3.8.)

全体で約220万人となっている²³。

韓国・朝鮮籍は91年末の約69万人をピークに減少しており、09年末には約58万人となった。外国人登録者全体に占める割合は、同年末には26.5%まで減っている。07年には韓国・朝鮮籍

にかわって、中国籍が最も多くなっており、国内の外国人それぞれの位相も大きく変化しているといえる²⁴。

次に、三重県および四日市市の状況を確認しよう。塩浜小学校において本格的に在日韓国・

朝鮮人教育の取り組みが始まる直前、86年末の時点で、三重県総人口約176万8200人中、外国人登録者数は約9200人であり、全国で16番目に多く、そのうち韓国・朝鮮籍は約8400人で全国で15番目に多い。この時点で最も韓国・朝鮮籍が多い都道府県は、大阪の約18万8100人、次に東京約8万2300人、3位が兵庫約7万1400人、4位が京都約4万7600人、5位は神奈川約3万700人である²⁵。全国的に比較すれば、三重県内の韓国・朝鮮籍の人数はそれほど多くはないという事情も、大阪や京都での在日韓国・朝鮮人教育とは違う展開をみせた理由のひとつと考える。

三重県内の外国人登録者は、84年末には約8200人であり²⁶、国内全体の動向と同じく、在日がほとんどを占めていたが、その後急激にニューカマーが増加し、25年間で6倍程度に増えている。09年末において三重県の総人口約186万人のうち、外国人登録者数は約4万9千人である。外国人登録者数自体は全国の都道府県の中で13番目に高く、三重県の人口に占める割合としては2.6%，全国で第3位と高い。この時点で県内で最も外国人登録者数が多いのは、鈴鹿市である。このほか、四日市市、津市といった製造業の盛んな北勢部に多い。県内でとりわけ多いのが、ブラジル籍約18700人であり、割合は38%と非常に高く、次いで中国籍が約9500人、韓国・朝鮮籍約6100人、フィリピン籍約5100人、ペルー籍約3600人となっている。この時点の三重県内における韓国・朝鮮人の総数は全国14番目である²⁷。なお、四日市市の在日人口は、行政側に82年以降の記録しか存在せず、塩浜地区的統計は全くない。

2. 塩浜小学校における在日韓国・朝鮮人教育

2-1. 三重県および四日市市における同和教育のあらまし

終戦後間もなく、三重県内には、塩浜をはじめ10か所程度の国語講習所があったが、政府の弾圧によってほとんど消滅したという。1949年

の段階で唯一残り、現在も存続している学校が、総連系「四日市朝鮮初・中級学校」である。66年には各種学校として認可され、日本の幼稚園から中学校に相当する組織となっている。2010年度は、計72名の子どもが通学しているという。

終戦後の弾圧があり、その後県内には成人を対象にした勉強会などはあったものの、公立学校においては、大阪や京都のような在日のための民族学級の歴史はない。在日の人数自体少ないことがその理由である²⁸。

三重県内で最も活発に在日韓国・朝鮮人教育が実践された塩浜小学校での形態は、総合的な学習の時間や各教科、道徳など全教育課程をおこした取り組みとしてある。現地での聞き取り調査や資料からは、この実践は、在日のPTA役員の方からの働きかけがあったのではないか²⁹、という証言以外に当事者たちからの積極的な要求だったという形跡はない。むしろ、自然発生的なもので、前稿で取り上げた健康教育との連続性といった理由以外に、三重県や四日市において同和教育の豊かな基盤がすでにあり、その拡張として実践されたと解釈する。たとえば、教育委員会から業務委託として始まった84年当時の校長は、四日市市同和教育研究会の会長を務めた経験のある人物であり、このときの研修主任も前任校では同和教育に積極的に取り組んだ経緯がある。また、校内研究会の講師として来校した人物も、市教育委員会同和教育室のメンバーである。したがって、この地域の同和教育に関して検討することが、塩浜小学校の在日韓国・朝鮮人教育導入過程とその思想を理解する上で必要となる。このため本節では、基礎的作業としてまず四日市市および三重県の戦後の同和教育を跡付けたい。

三重県における部落人口は、1959年の時点で全国12番目に多かったという。当地は厳しい差別の歴史があるが、それを克服しようと長年地道な取り組みを継続してきたといえる³⁰。

52年に実施された三重県内の同和地区調査によると、小中学生の不就学1135名のうち、約半

数が同和地区の子どもだったという。非行、低学力の問題も深刻だった。家庭の貧困や無理解から学業の停滞を招いた例が多くあったという³¹。

こういった子どもたちの状況を無視できず、50年には三重県上野市のある地区的民生委員が夜学を設けるよう提起し、地区内小学校に夜間学級が開設された。当初は週3日数学・国語・社会を義務教育年限超過者や小学校児童も含む58名の生徒に教えたという。この夜間学級は、全国的な見地からみて早い取り組みとなった。

その翌年には県教育委員会から特別に教員1名の加配があり、授業科目も中学校所定の課程に準拠し、本格的に内容整備されていった。毎年30名程度の出席者があり、63年まで継続したという³²。

1951年、京都市では市職員が部落差別と受け取れる小説を書いた、いわゆるオールロマンス事件が発生した。この頃は三重県内の学校においても同和差別事件が相次いでおり、同和地区的住民からは学校教職員が同和問題に対してあまりにも無関心であると抗議されていた。県教育委員会は否応なしに同和問題に取り組まざるを得ない状況となり、53年には社会教育課内に初めて同和問題担当者を2名おいたという。この担当者のうちのひとりは、64年から四日市市立教育研究所所長となり公害教育研究を同市ではじめて積極的に推進した金津拡であった³³。

同じく53年には県教委社会教育課内に事務局を置く団体として三重県同和教育研究会が結成され、その後民間、行政双方が同和教育の取り組みの発展に寄与した。県に先立ち、同年、すでに四日市市において官民一体となった「四日市同和教育研究会」(四同研)が結成されていたことが大きな転機となったという。この時期が県および市の同和教育推進の最初の転換点である。その後の具体的な取り組みとしては、61年、県は高校への進路保障を目的として同和地区出身の生徒への奨学金制度を発足させたり、学校や進路指導協議会は、部落出身者への就職差別をなくすための働きかけをしたりしてきた。

62年には、県は全国に先駆けて民生部内に同和対策室を設置し、近府県の中でも早い段階で県内同和地区への教員の加配を行い、これ以降さらに積極的な同和教育が展開されるようになった³⁴。一方、四日市市内には68年に、はじめてある中学校に1名配置されたという³⁵。

65年、同和対策審議会は佐藤内閣に重要な答申を提出した。この中で、部落差別が客観的な事実であり、日本国憲法の理念にも反する大きな社会問題であること、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることを指摘した。部落解放同盟によって50年代おわり頃からすすめられた国策樹立を求める運動の成果だった。これを受け、四日市市で同和事業が本格的に取り組まれていくのは、69年度以降であった³⁶。

73年、市内では大きな差別事件が起り、同和行政推進の契機となった。ある電機メーカーが、公民館で展示即売会を行っていたとき、同和地区の人は中に入るな、地区の人はこわいで、という内容の発言を同和地区の人から抗議を受けたにもかかわらず繰り返したという。この事件をきっかけに、地区では同和教育推進協議会をたちあげ、自治会長に「要望書」を提出し、部落差別をなくすための積極的な取り組みを求めたという。この協議会発足は市内に大きなインパクトを与え、これが市の二つ目の転換点となった。以後、他地区にも同和・人権教育の推進団体が結成されていくことになった³⁷。

県に視点を移せば、県教育委員会が学校教育の指導方針のなかに同和教育の推進を掲げたのは62年であり、73年3月には「三重県同和教育基本方針」を策定して、県下の同和教育の具体的な実践を促したという³⁸。

県の動きと連動して、四日市市では、74年に、教育委員会の中に同和教育室が設置され、同年、「四日市市同和教育基本方針」が策定された。これまでの教師や部落の人々の自主的な運動が市の行政の中にも位置づけられたといえる。この方針を部分的に紹介しよう。「同和教育とは、人権尊重の精神に徹し、部落差別を科学的に正

しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育成することである」と同和教育の理念と目的が述べられている。明確な価値志向をもち、態度形成まで踏み込んだ目的を達するために、「学校教育においては、地区を有する特定の学校のみでなく、すべての学校において、児童、生徒ひとりひとりの個性と可能性を伸長するとともに人間尊重の精神を養い、差別の不当性についての科学的認識を育て、差別解消にとりくむ実践的な人間の育成に努める」³⁹と具体的に学校教育での目標が示されている。同和地区がある、ないに関わらず、すべての学校で取り組むべきと明記されている点に着目したい。

四同研も「同和教育は単に同和地区だけの問題ではなく、四日市全市の問題だ」⁴⁰との理解のもとに同和教育を推進してきた。同和地区のみの問題ではなく、全体で取り組むことが双方に合意されており、官民一体となって全市的な差別解消を目指してきたのである。

このほか、72年から中学校の社会科教科書において部落問題が初めてとりあげられたことも、四日市の同和教育に影響を及ぼしたといえる。その時期までは、主に同和地区を校区にもつ学校で取り組まれてきた同和教育が、その後同和地区をもたない各学校においても同和教育カリキュラムを整えようという動きが促進され、80年代半ばには全市的に定着したという⁴¹。

2-2. 塩浜小学校における同和教育研修会

塩浜小学校に残された校内研修資料のうち、初めて同和教育に関する記述が出てくるのは79年であり、日本が「国際人権規約」を批准した年である。この年の校内研修資料には、同和教育と同時に初めて在日児童に関してほんの少し触れられている。以下、この年の動きを塩浜小学校内に残された「昭和54年度 校内研修のまとめ」⁴²をもとに跡付けてみよう。

この年は、「道徳」や「特別活動」、「社会科」といった時間を使い、全学年で同和教育が実践され、この実践をもとに、後日実施された校内

同和研修会において講師から助言があった。教師たちは自身の実践を振り返り、「部落をもたない学校では、人間すべて平等であるとしっかり教えることが同和教育であると考えてもよいか」「特別、同和の時間として取り上げていなければいけないが、日常、問題が起きた時等を利用して学級指導として行っているが、それではいけないのか」「理解でき、意見としては良いことがいっても、実際の行動となるとむつかしいが、その指導はどうなのか」などの質問項目が講師に出されていた。

研修会の冒頭、校長からは、同和地区をもたない学校として、いかに同和教育にとりくむべきかを教えていただこうとのあいさつがあつた。

講師からは、各クラスが授業を実践した学校は四日市の中ではあまりないと話題からはじまり、ほとんどの場合、話し合いだけで終わってしまうことが多いのだが、塩浜小学校が日常的に研究していると感じたと、塩浜小の研修体制を評価する意見が出された。

講師からの授業に対する感想やアドバイスとして、いじめられていた子どもが学級会でイヤな思いをしていたと本音を吐露し、学級全体で受け止めた具体的な事例を出しながら、子どもたちの本音がぶつかるという状況の中で子どもたちの行動がかわっていくことや、発言力のない子どもが火中にいる場合が多く、指導者は子どもを理解し、話すことや文章を書かせてコミュニケーションを図ることが大切だと意見があつた。

このほか、「社会の中で人権を侵害する、されている人々がいる。当然差別する集団と差別される集団がある。地区を持たない学校として近年、そういう問題の解決にあたらなければいけない」、「正しい認識をもつために講演を聞いたり、本を読んだりして、正しい教育活動がおこなわれなければならない」と、同和教育の指導者としての立場から、教師たちを啓発する意見も出された。

6年生社会科の授業に関して講師からは、「社会科の中で同和教育をどうとり入れるかについて、ひとつの大きな前提がいる。それは、子どもたちが6年生までにどれだけ社会認識がめばえてきているかが大きな問題となってくる。社会科の授業をするとき、ただ教科書を通りいつへん学習するだけではだめである。子どもの日常、仕事とかかわり合って、教師が教材を研究し、かみくだいて指導していく必要がある。社会科授業をするとき、土農工商、えた、ひにんすべて身分制度全体について理解し、政治の仕組みを考えることを何よりも大切にしてほしい。その中で同和教育もおりませ、児童に理解させることが大切である。明治時代についても教師自身の時代認識が大切だろう」との意見が出された。

「具体的に同和地区について知らない子に、いかに教えればよいのか」、「学校で教えても家に帰ったとき、親が差別しているという現状をどう考えればよいのか」、「在日韓国人についてはどう指導したらよいのか」という教師の問い合わせに対して、講師は、「同和教育の原点は信頼にあるだろう。そのため平等ということが大切になる。教師の姿勢、まごころが通じるようなクラスを作ることが大切だろう」とアドバイスをした。ふたつめの質問に対しては、「頭ではわかっていても態度としてあらわれてこないというのは学校の中の活動よりもむしろ地域にかえってからの問題である」と、地域全体を視野に入れた同和教育の必要性を示唆した。最後に、在日の話題が出され、在日の住む地域の現状を知り、それを理解していく必要があるとの意見が出された。

講師は、差別をしないという態度形成まで目的とする同和教育は学校教育のみにとどまらず、地域全体を理解するなかで可能なこと、実際の同和教育の授業は、子どもの日常生活との関係の中から構成し、社会認識を深めるための授業方法を考えよう意見を述べたのだった。また、塩浜の地域的特性から、在日の実態把握の必要

図表3 「1979年 塩浜小学校同和教育カリキュラム」①

1年	道徳「わたしらもよせて」(『人間』) ○誰とでも仲よく遊べる ○仲間に入れて欲しい時は、「いれて」といえるようにする
2年 全クラス	特別活動「あだなについて」(『特別活動事典』小学館) ○「あだな」の良さをとらえさせ、心にきずつかないような「あだな」を言うことができる
3年 全クラス	道徳「新しい友だち」(『新しい生活』) ○友だちを言動や服装などで差別せず、仲よくするとともに互いに忠告しあおうとする態度を養う
4年	1組 道徳「思いやり」 ○教材に登場する人物があだ名で呼ばれた時の心情を読みとる。相手の立場になって物事を考えていく 2組 特別活動「人のあだ名」 ○人のあだ名のなかには、楽しく、ほがらかにさせるものもあるが、自分の身体的特徴や家庭事情などからつけられたものには耐えがたいものがあることを知る 3組 学級指導「思いやり」 ○自分の言動に責任を持つことを再認識する
5年	1, 4組 道徳「仲間はずれ」 1組 ○だれもが同じ仲間として思い合い、人の気持ちのわかる子どもにする 4組 ○身体的欠陥を理由になかまはずれにしていることがあれば、それは大きなまちがいであることをわからせ、常に相手の気持ちを考え、人間尊重の精神をさらに培い、明るく楽しい学校生活が送れるようにする 2, 3組 道徳「同じ人間として」(副読本、ストー夫人) ○国籍、人種の区別なく同じ人間として尊重し合い、人類の幸福を願う心情を育てる
6年 全クラス	社会科「江戸幕府における身分制度」 ○江戸幕府の基盤となった身分制度の理解 ○明治時代、四民平等をうち出したが、新しい身分を生んだことの理解

図表4 「1979年 塩浜小学校同和教育カリキュラム」②

6年<指導過程の概略>

- 身分制度についての話し合いから現在を照らし合わせて人権尊重の視点から考える
- 明治以後の新しい身分制度についての理解と話し合いから法の上だけのことであったことの説明
<授業後の反省>
- 社会科の中で同和教育としてとりあげるにはどこまで掘り下げればよいか
- 児童の反応が大きかった（おどろき、同情、政治などについて）
- 道徳“正義のために”の授業では人種差別の無法さの理解はすんなりできても社会科での理解は少し難しい

性が指摘されたといえる。

こうした研修でのやりとりとともに、図表3、4に記した実際の授業実践の概要を合わせて見てみると、同和研修でありながら、1～5年生においては、「部落を持たない地区」として部落問題そのものを取り上げるというより、人のいやがるあだ名をいわない、友だち同士仲よくするなど、普段の生活に密着した題材を多く取り上げているといえる。一般的な道徳や生活指導に位置づく内容ともいえよう。対照的に、6年生は、社会科において同和問題に直接的に触れているため、「部落を持たない地区」の子どもたちは子どもの現実と結びつけて同和問題そのものを理解させるべきとの講師の意見であった。

以上、79年の時点では在日問題を学校課題として認めるにとどまっていたが、同和地区をもたない学校として人権尊重を理念とした実践研修を実施することで、後の在日韓国・朝鮮人教育へと結びつく土壤となっていましたといえよう。

次に、2年後の動きを「学校要覧」から確認する⁴³。各年度の学校要覧を検証すると、81年に初めて同和教育が重要課題と記載されており、この年、校内での同和教育の位置づけが高まったことが読みとれる。学校要覧には、「差別し

ない、差別を許さない判断力や実践力を身につけさせる。友達どうし、相手の人格を尊重したい、仲良く助け合うことができる実践力を育てる」ことが掲げられており、以後、同様の内容が03年までみられる。

学校全体からみると、この年の「経営の重点」として、(1)やりぬく子を育てる学習指導、(2)体力づくりを進める、(3)「ゆとり」の時間の充実が挙げられている。60年代から引き続き、体力づくりは重点的に取り上げられていたことも確認できる。

学校要覧の「研修計画」欄には、人権教育について全員が授業をし、人権教育学習会では講師を招いて指導を受けるとある。この年の校内研修記録がないため、学習会の内容を確認できないが、79年以降も継続して全校的な研修があった、あるいは教員間で問題関心が継続したと推測される。

翌82年は、「難民条約」が発効し、川崎では在日のための教育推進を要望する市民団体と教育委員会が議論を進めた年である。この年の塩浜小学校における「学校要覧」⁴⁴には、学校の教育課題として、「当地区は外国籍子弟が多く、それをふまえた同和教育を推進する必要があり」、「校内同和（人権）教育の研修も、努力目標の一環としてその方策を明確にして、全領域で指導し日常生活の中での実践力を培わなければならない」とある。この年の同和研究会においては、在日児童に関する話題が中心のひとつとして出されており、「表面的には差別問題はないように思う」、「外国籍の来入児の家へ封筒を持って行ってもらうとき、子どもに朝鮮人やという態度があった」、「親から『学校では朝鮮名で呼ぶのか、日本名でよぶのか、自分らが学校へ行っているときはひどかったけど、今の学校はどうですか』と聞かれたことがある」など、さまざまな意見がだされた⁴⁵。

79年の記録では、在日児童の実態把握の必要性が指摘されるにとどまっていたが、この82年は在日児童に関する具体的な情報交換が初めて

校内研修記録の中に記載され、塩浜小独自の同和教育として、在日児童へのまなざしはより明確化したといえよう。

この82年は同和教育に熱心な教員が研修主任として赴任してきた年でもある。生活綴り方教師だったという上原和美（仮名）は、大きな同和地区を抱える元の勤務先で同和教育に取り組んでいたという⁴⁶。生活を綴ることを通して子どもの生活を包括的に捉えようとする実践を積み重ねていたため、塩浜小学校に赴任後すぐ、何が問題なのかを理解できたという。上原は、84年の市教育委員会からの在日韓国・朝鮮人教育の委託の際、研修主任として、受け入れを積極的に賛成した。在日韓国・朝鮮人教育推進の根には、同和教育一生活綴り方といった子どもに寄り添い、子どもの生活現実を教師と子ども双方がリアルに見つめ合う教育実践の系譜が息づいているのだ。

翌83年の同和研修会においても、同和地区をもたない学校における同和教育に関して話し合いがあった⁴⁷。国語の教材「モチモチの木」を題材に、「文学授業における同和教育」に関して話し合われた。同和問題に関しては、差別に負けない、差別をしない、差別を許さない姿勢が大切であり、学習の中にいつも生かされるべきであると、塩浜小教員から発言があった。また、別の教員からは、「民族問題も同和問題に含まれるのか」という問い合わせがだされ、教育委員会同和室の指導主事からは、「もちろん、広い目で見れば民族問題も同和問題に含まれるが、子どもへの指導にあたっては、それぞれの課題に添った指導が必要である」とのアドバイスがあった。この研修会では、四日市の同和教育が在日の人権回復をも目的としていることが示された。

この数年間の同和教育研修会を通して、教員たちは徐々に目の前の在日韓国・朝鮮人児童問題を整理し、共通課題として認識していくと解釈できる。さらに、講師として来校したのは、教育委員会同和室のメンバーであり、塩浜小の

教員と同様に、教育委員会内に在日韓国・朝鮮人教育の必要性の認識も持ちこまれていたと考えてよい。教育委員会委託業務として翌年から開始される本格的な在日韓国・朝鮮人教育は、突然始まったわけではなく、同和問題を抱え、それを克服しようとしてきた地域全体の努力の過程の中に、萌芽的時期があったのだった。

2-3. 在日韓国人・朝鮮人教育推進業務委託

84年度途中、市教育委員会同和教育室から在日韓国人・朝鮮人教育推進が委託業務として依頼され、いよいよ本格的な教育実践の開始を迎える。研修主任であった上原によると、校長と教育委員会との話し合いのあと教員たちに説明され、学校全体として取り組むことに特に反対もなく決まったという。

この年の校長は、塩浜小への勤務が1年目であったが、上原研修主任は塩浜小に勤務して3年目を迎え、このほか、多くの教員が引き続き在籍している。数年間の同和教育研修の積み重ねがスムースな導入となったといえよう。以下、この年の動きを校内研修資料から確認してみよう⁴⁸。

7月の「同和教育研修会（外国人教育）」は、昨年と同じ講師から、どのような取り組みをしていけばよいかとの質問に答える形で、塩浜小の外国人（朝鮮人）の実態をつかむこと、たとえば差別に苦しんでいる事実はないか、朝鮮人であることをかくすという状況はないか、また、親はどのように考えているのかをつかむことという点で、そっとしておいてほしいと考えているのか、朝鮮人として立派に育てたいと考えているのかを、親と話し合う中で本心をつかんでほしいとの注文があった。前年度までと違い、親と正面から向かい合うようにという具体的で踏み込んだ注文が出されており、四日市の他地域で本格的に取り組まれている同和教育同様の対応が求められた。

研修ではこのほか、80年の時点で、全国の在日児童は約10万人、四日市市内では小・中あわ

せて407人、そのうち、塩浜小学校には28人在籍しており、市内で最も多いということなどが確認された。また、在日児童の作文資料から、朝鮮人であることがみんなにわからぬかといつも心配しているという内容の作文「いじめられっ子が死をえらぶまで」、「差別のなくなる日」が紹介された。二つの名前をもって生きている外国人は在日だけであり、そのような状況は普通ではなく、在日の方が胸をはって生きていけるような教育の必要性が示された。

塩浜小の教員からは、「在日朝鮮人教育が重視されてきたのはどうしてか、従来の同和教育に在日朝鮮人教育は含まれているのではないか」との質問があり、講師からは、「同和教育があるべき姿になっていない。同和地区では、地区の子どもたちの苦しみを取り上げて取り組みがなされている。塩浜小学校では、同和地区を持たないから何かよそ事のような感じがある。塩浜小では、朝鮮人の子どもたちの苦しみ（もし、あるのならば）を取り上げて取り組むことを窓口としていけば、広い意味での同和教育になるのではないか」との意見があった。このほか、同和教育副読本の中から、在日に関わるもののが紹介された。より具体的な教材提示がなされ、実際の実践に直結した研修が行われたといえる。

その後、11月には国語「つるのたより」を題材とした同和教育（外国人教育）研修会があり、翌年2月には、各クラスの中の在日児童の様子がそれぞれ語られた。例えば、ある3年生担任からは、「給食中に『私とこのお父さん韓国人やに。私はハーフやに』といって、自慢げにしていた。まわりの友だちは普通に受けとめていた。とまどったのは教師だけのようであった」という報告や、5年生担任からは、「『あの子と遊んだらあかん』と親から言われていることがあるようである」などの報告があった。

当日は、三重県ではじめて在日教員として正式に採用された金英愛教諭（仮名）による講演もあった。在日1世の父と在日2世の母との間

に生まれた金は、差別を恐れて周囲に打ち明けられず、「武田優子」という日本名で子ども時代を過ごしたという。学校では表面的には楽しくしていたが、楽しいと思ったことはなかった。悪いことをしたら「朝鮮人やから」と言われると思い、いつも目立たないように心がけ、自分のことを打ち明けたら友だちは離れていってしまうのではないかと思い、沈み込んでいたという。担任の先生にも相談できなかつたし、先生もそのことには触れなかつた。しかし、高校のとき、はじめて親友に打ち明け、「もっと早く言ってくれればよかったのに」と言われて重荷がとれたという。教員採用試験の際には国籍が壁となつたものの、出身大学の先生たちが運動をおこしてくれ、採用されたという。

この金の生い立ちを教員たちが聞くことで、在日の現状を知り、教員たちの意識が高まったと上原は述懐している。

その後、この金教諭は、87年に塩浜小学校に勤務することとなり、以後、7年間同校に在職した。前稿で述べたとおり、87年には、行動力のある高橋岳校長（仮名）が赴任し、また、85年度から転出していた上原も同年、教頭として再び塩浜小に勤務することとなつた。高橋校長は、PTA総会で「人権教育を行う」と宣言し、この年以降、より積極的な在日韓国・朝鮮人教育がはじまつたのだった。

高橋校長2年目には、在日家庭への家庭訪問を強化し、在日の保護者の願いを把握する努力をし、教師たちは、ようやく差別の現実を実感することとなつたという。この年、初めて「オモニ（お母さん）の会」が開催され、本音を語つてもらったという。

図表5は、88年の同和教育カリキュラムであるが、そもそも84年以降整えられてきたものである。高橋校長時代に、下2段の「在日朝鮮人教育」部分が追加され、充実したのである。いよいよ在日への配慮を厚くした教育実践が開始されたことが読みとれる。

2年間の高橋校長時代の後もハングルクラブ

図表5 1988年 塩浜小学校同和教育カリキュラム（塩浜小学校「学校要覧」1988年、p.33より）

学年 目標	1年	2年	3年	4年	5年	6年
友達と仲よくする	みんなと仲よくする	みんな仲よく、助ける	自分の考えがはつきり言え、仲よく助け合う	相手の対場を考え、協力し合う	基本的人権について理解し、お互いを尊重しあう	
国語	「たぬきの糸車」おかみさんとたぬきの心の交流を読みとる中で、思いやりややさしい気持ち、人間の生き方の基本に触れさせる	「スイミー」小さな弱い者が仲間たちと力を合わせ、大きな魚を追い払う姿から連帯と責任の大切さを読みとらせる	「手ぶくろを買いに」子ぎつねと、人間とのふれあいを通して、母ぎつねの人間にに対する認識がかわっていく様子をとらえさせる	「ごんぎつね」同じ境遇にある「兵十」と「ごん」が、殺し殺されるという悲劇の中でしか理解し合えなかつた人間疎外の状態が、いかに人間を不幸に追い込むかを考えさせる	「赤十字の創立者—アンリ・デュナン」デュナンは百年も前に戦争を人類最大の不幸として受けとり、それを「赤十字」という中立・平和の理念にまで高めた。その深い人類愛とすぐれた行動力を読みとらせる	「石うすの歌」石うすを中心に、苦しみや悲しみにも負けず強く生きようとする千枝子をはじめとする人々の姿に目を向けさせながら、戦争とはどのようなものかを考えさせ平和を願う気持ちを高めていくようにさせる
社会	「うちのしごと」自分たちの暮らしを支えてくれる人々のことを、大切にしていこうとする気持ちを育てる	「はたらく人びと」はたらく人々を觀察し、苦労や工夫に気づき、私たちの生活は、多くの人々の仕事によって成り立っていることを知らせる	「わたしたちの市」自分たちのすむ市の移りかわりを知り、その底流には、よりよい生活を求める人々の努力のあったことに気づく	「わたしたちのくらしの願い」恵まれない人々が、しあわせな生活をするために、行政による福祉事業が行われていることを知る	「中小工場の問題」わが国の工業では、中小工場が多いが、ここで働く人々の賃金や働く時間は、大工場と比べて大きな差のあることを知るとともに、問題点に気づかせる	「四民平等」江戸時代のきまりを改め四民平等をうちだしたが、表向きは改革されても、差別問題のように、根強く残っていたものがあることを知らせ、それらの間違いを直そうとする考えが、どのように高まつていったかを理解させる
道徳	「みんななかよし」自分の好き嫌いにとらわれず、友達と仲良くする気持ちを深める	「だれのをさきにしようかな」自分の好き嫌いや損得にとらわれず、だれに対しても公正公平に接する態度を養う	「ドッジボール」好き嫌いで人を差別せず、だれに対しても公正公平にふるまおうとする態度を養う	「日本からのおくりもの」外国人に対して親しみの情を持ち、温かい心で助け合おうとする心情を深める	「アンパイアの心」自分の好き嫌いや利害打算にとらわれず、すべての場合に公正にふるまい、また、公正を守るために困難にも屈しない心情を育てる	「世界の母テレサ」自分の信念を貫き、ひたむきに生きたテレサのものの見方、考え方、感じ方をとらえることによって、広く世界の人々に対して正しい理解と愛情を持ち、人類の幸福に役立つ人になろうとする態度を養う
特活 その他	みんなで力を合わせ、助け合って、楽しく遊ぶ	失敗やあやまちを素直に認め、みんな仲良く遊ぶ	自分勝手な行動をしないようにつとめ、人のあやまちをも許す広い心を持つ	個人の努力や友だちの協力により、学級を作り、同時に自分自身も向上する	相手の立場を理解し相互に長所を認めあい、自らもよい学級の一員になろうとする	集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的実践力を持つ
在日朝鮮人教育 ねらい	世界にはいろいろな国があることを知り、中でも日本とつながりの深い朝鮮に興味をもつ	朝鮮の風俗や習慣などに触れ、朝鮮に親しみを持つ	朝鮮の文化に親しみ、朝鮮について知ろうという意欲を高める	在日朝鮮人の存在と生活を知らせ、在日朝鮮人に対する民族差別を認識する	本名の大切さを認識する	日本と朝鮮のつながりを歴史学習の中で知る
教材	「せかいのことども」世界には多くの国があることを知り、みんな仲よく親しむ気持ちを深める	「こんにちは」地球上にはたくさんの国があり、いろいろな言葉を話していることを知り、外国に親しみを持たせる	「とらよりこわいくしがき」日本の昔話と同じような民話が朝鮮にもあることを通して、朝鮮の文化に親しませる	「ふたつの名前で生きる子ら」在日朝鮮人が本名を名のれずにいる現実を通し、朝鮮の歴史、日本とのかかわりを知り、民族差別の現状を認識する	「あすから本名で生きよう」主人公の気持ちや自覚にいたる道じを深く考え、民族に対する正しい認識を持つことができる	「こきょうとひきはなされて」日本による朝鮮支配のもとにおける朝鮮人労働者の実態を学習し、世の中に広まる差別、抑圧に苦しむ姿に目を開くことができる

の創設、韓国料理講習会、運動会での農楽発表といったさまざまな活動が開始されたり、校内に資料室が整備され、また、授業実践面でも深化していった。その後は、2004年度を最後に在日児童の在籍者がいなくなり、農楽とハングルクラブの取り組みは日本人児童のみで現在も続いているが、他の活動はなくなったという。

ここで一旦、塩浜小学校の在日韓国・朝鮮人教育の草創期を振り返ると、同和地区のない学校としてどのような同和教育実践が必要かと模索し、教員たちが同和教育への理解を深める中で胚胎してきたといえる。この「同和研修」として実施された研修の中から在日児童への配慮の必要性が認識されたのだ。教員たちは、在日韓国・朝鮮人教育を同和教育として実践していたのだった。市内の同和教育実践を官民一体となって担ってきた四同研においては、1960年発行の機関誌第1号に、同和教育の目標は「差別からの解放」であると述べている。差別の被害の最も激しい部落の問題だけを考えればよいというのは狭い考え方であり、「差別からの解放」というのは、差別による最も熾烈な圧迫を受けている未開放部落の、その差別からの解放であると同時に、その他すべての支配され収奪されている人々が差別から解放されることも含まれなければならない」⁴⁹とし、部落差別はもとより、朝鮮人問題、婦人問題、農漁民問題なども含むと解説している。

この機関誌にはたびたび、同和教育とは、同和地区に住む人々に対する差別をなくし、すべての人々に基本的人権を保障する教育であるが、部落のためだけの教育ではなく、一般的差別をもなくすことにつながる教育であると述べられ⁵⁰、同和教育は世の中から差別をなくしていくための教育であり、民主主義の教育を徹底して行うことであるとの理念と、その理念をもとにした実践報告が載せられている。

本稿では、在日の人権回復を目的とした教育として「在日韓国・朝鮮人教育」と記しているが、塩浜小学校に残された資料には、在日のた

めの教育は、「同和教育」「外国人教育」「朝鮮人教育」など様々な名称が混在している。当地の教員にとって、同和地区のみならず、差別されている人すべての人権回復のための教育が「同和教育」なのであり、これらの言葉の違いは、対象が異なるだけで同義である。四同研の機関誌に見られるように、四日市市の同和教育自体に異なる対象を包含する豊かな土壤があつたこと、これが在日韓国・朝鮮人教育という、ともすれば挑戦的とも受け取れる課題を当然のこととして実践することに繋がったのだった。

おわりに

他地域においては、激しい論争となった在日韓国・朝鮮人教育の導入が、県内で最も多く在日が住む塩浜地区ではスムースに導入されてきた経緯がある。これはなぜだろうか。理由のひとつとして、当地には同和教育実践の歴史があり、差別克服のための在日の教育の推進基盤がすでに用意されていた点について、現地の資料やインタビューをもとに述べた。四日市市の同和教育は、同和地区のみならず、在日、女性といったすべての支配され、収奪されている人々が差別から解放されることを目的としており、このため塩浜小学校では、在日韓国・朝鮮人の人権回復を目的とした教育も同和教育と理解して実践していたことも資料から示された。塩浜小学校の事例は、四日市市の同和教育の豊かさの一端を語るものでもあるのだ。業務委託として突如はじまったわけではなく、それ以前の同和教育研修会の積み重ねの上に在日へのまなざしが明瞭化したのだった。

塩浜小学校の在日韓国・朝鮮人教育は、在日の権利保障が相当改善された80年代に入って開始されており、市から業務委託を受けた84年は、全国的に指紋押捺反対の気運が高まった年である。こいった背景もスムースな推進の理由として挙げられよう。もちろん、当時は、公害被害に対応した健康教育が熱心に実施されていたことも同様にスムースな推進理由と考える。

三重県および四日市市は、全国的に比較してみれば在日の人口が多いというわけではなく、戦後に公立学校内の在日韓国・朝鮮人を対象とした民族教育の歴史はない。こういった地域的背景のなか、同和教育と在日韓国・朝鮮人教育の交差する位置に立つ塩浜小学校の教育内容は、あらゆる差別の克服を目指すことを目的とした四日市の人権思想の歴史を底流として可能となつたのだった。

では、現地の同和教育を支えたものは何か。やはり強大な日教組の地元組織ではないか。長年組織率100%であった三重県教職員組合は、官民一体となって同和教育推進の原動力ともなり、また、一時期ではあったが、1960年代半ばから約10年間にわたって公害教育を積極的に推進させた基盤ともなったのである⁵⁾。塩浜小学校に関する分析は本稿で終了させ、今後は筆者の研究テーマである「公害教育」に今一度戻り、4大公害裁判の提訴された他地域の公害教育と比較しながら、塩浜小学校の歴史を含む四日市の公害と教育を位置づけなおしたいと考える。

¹ 拙稿「もうひとつの公害教育—四日市市立塩浜小学校における健康教育実践—」、島崎隆編著『地球環境の未来を創造する—レスター・ブラウンとの対話—』旬報社、2010年、pp.286-310。拙稿「四日市市立塩浜小学校における教育実践 1964年～2010年－健康教育および在日韓国・朝鮮人教育に着目して－」、藤川賢（代表）「地域における公害経験の社会的活用に関する比較研究」（課題番号（21530559）2009-2011年度科学研究費補助金基盤研究(c) 中間報告書）、2011年、pp.54-77。

² 在日大韓民国民団三重県地方本部の韓久（ハン・ゲー）氏によると、この点の綿密な調査はなされていないという。これは、強制連行された人たちが戦後まもなく本国に帰郷したり、すでに亡くなったりしていることや、該当企業に書類提出を求めるに応じないことも理由だという（04年9月18日、電話にて）。

³ 星野修美『自治体の変革と在日コリアン－共生の施策づくりとその苦悩－』明石書店、2005年。

⁴ 鈴木久美子「公立学校における外国人児童生徒教育－大阪市の「在日韓国・朝鮮人教育」と「新来外国人教育」のゆくえー」、立教大学社会学部『応用社会学研究』No.39、1997年、p.119。

⁵ 金兌恩「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察－大阪と京都における「民族学級」の事例から－」、『京都社会学年報』第14号、2006年。松下佳弘「京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過－1981年「外国人教育の基本方針（試案）」策定の前史として－」、世界人権問題研究センター「世界人権問題」No.9、2004年。

⁶ 金兌恩、同上書、p.28。

⁷ 本節は、主に以下の文献を参考にした。姜徹『在日朝鮮人の人権と日本の法律』雄山閣、2006年（第3版）。宋基燦「在日韓国・朝鮮人の「若い世代」の台頭と民族教育の新しい展開」、『京都社会学年報』第9号、2001年。民族教育ネットワーク編「民族教育と共生社会－阪神教育闘争50周年集会の記録－」東方出版、1999年。閔寬植「在日韓国人の現状と未来」白帝社、1994年。馬越徹「在日韓国・朝鮮人子女の教育における「民族性」保持に関する一考察－日本教育の「国際化」再考－」、「名古屋大学教育学部紀要（教育科学）」第36巻、1990年。

⁸ 姜徹、同上書、pp.37-38。

⁹ 宋基燦、前掲書。

¹⁰ 馬越徹、前掲書、p.317。

¹¹ 朴鐘鳴『在日朝鮮人の歴史と文化』明石書店、2006年、pp.159-163。ただし、永住資格申請を行った者の孫以降の永住資格に関しては規定されず、課題として残った。

¹² 姜徹、前掲書、pp.232-235。

¹³ 姜徹、前掲書、pp.189-193。

¹⁴ 姜徹、前掲書、pp.162-164。日韓条約締結時に残された永住権資格問題は、この時点で大幅に改善され、申請すれば子孫の代も永久に永住

権が認められることとなった。

¹⁵ 姜徹, 前掲書, pp.116-118およびpp.236-240。

¹⁶ 本節は, 主に以下の文献を参考にした。朴鐘鳴, 前掲書。宋基燦, 前掲書。鈴木久美子, 前掲書。馬越徹, 前掲書。尹健次『在日を生きるとは』岩波書店, 1992年。

¹⁷ 宋基燦, 前掲書, pp.237-238。

¹⁸ 金兌恩, 前掲書および民族教育ネットワーク, 前掲書。

¹⁹ 宋基燦, 前掲書, pp.248-249および李月順「在日朝鮮人の民族教育と在日朝鮮人教育」, 朴鐘鳴, 前掲書, pp.223-229。

²⁰ 宋基燦, 前掲書, pp.249。

²¹ 宋基燦, 前掲書, pp.250-251。

²² 韓久氏によると, 民団は県教育委員会に対して民族学級設置の要求をたびたび行ったという(韓久氏へのインタビュー調査より。2011年3月25日, 電話にて)。大阪府教育委員会によると, 学校によってさまざまな在日韓国・朝鮮人教育のパターンがあり, 塩浜小学校と同様に在日の子どもだけを抽出したりせずに, 通常授業の中で特に韓国文化に触れる部分を厚くする, などの取り組みをしている学校もあるという(大阪府教育委員会への問い合わせより。2011年3月22日, 電話にて)。

²³ 法務省「平成22年版 在留外国人統計」2010年。

²⁴ 法務省, 同上書。

²⁵ 法務省「昭和62年版 在留外国人統計」1987年。

²⁶ 法務省「昭和60年版 在留外国人統計」1985年。

²⁷ 法務省「平成22年版 在留外国人統計」2010年。

²⁸ 李章哲氏(四日市朝鮮初中級学校長)へのインタビューより(2011年3月28日, 同校内にて)。

²⁹ 韓久氏へのインタビュー調査より(2011年3月25日, 電話にて)。

³⁰ 三重県および四日市市の同和教育の歴史に関しては, 以下の文献を参考にした。四日市市

『四日市の部落史』第3巻, 2000年。四日市同和教育研究会「四同研だより」第50号, 1982年1月1日。三重県総合教育センター編『三重県教育史』第3巻, 1982年。

³¹ 三重県総合教育センター, 同上書, p.959。

³² 三重県総合教育センター, 同上書, pp.959-964。

³³ 三重県総合教育センター, 同上書, pp.964-965。

³⁴ 三重県総合教育センター, 同上書, pp.964-977。

³⁵ 四日市市, 前掲書, p.407。

³⁶ 四日市市, 前掲書, pp.394-398。

³⁷ 四日市市, 前掲書, pp.408-410。

³⁸ 四日市市, 前掲書, pp.407。

³⁹ 四日市市, 前掲書, pp.414-418。

⁴⁰ 四日市市同和教育研究会「同和教育 資料と通信」1964年7月10日号, p.2。

⁴¹ 堀川慶治氏へのインタビューより(2011年3月11日, 四日市市にて)。堀川氏は, 四日市市の職員として73年に入職し, 長年同和行政に携わってきた。

⁴² 同資料は, B5サイズ, 全192ページのガリ版刷りである。ページ記載はなく, 同和教育に関する24ページ分の記録がある。

⁴³ この年の校内研修資料は塩浜小学校内に保存されておらず, 確認できなかった。塩浜小学校内に保存されている同和教育および在日韓国・朝鮮人教育に関する資料は, 每年発行されている「学校要覧」と「校内研修資料」(年度によって名称は変化する)であるが, 後者は年度によって保存されていない。81年度「学校要覧」はB5サイズ, 全38ページである。

⁴⁴ 82年度「学校要覧」はB5サイズ, 全34ページである。

⁴⁵ 塩浜小学校「昭和57年度 研究集録」1983年。この資料はB5サイズ, 全188ページである。ページ記載はない。

⁴⁶ 上原和美氏への文書での問い合わせより(2010年11月10日, 2011年2月9日)。

⁴⁷ 塩浜小学校「昭和58年度 研究集録」より。
この資料はB5サイズ、全284ページあり、同
和教育に関して22ページ分記載されている。

⁴⁸ 校内研修資料「昭和59年度 研究収録（第2
分冊）」はB5サイズ、全118ページあり、その
うち同和教育に関して36ページ分記載されてい
る。

⁴⁹ 四日市市同和教育研究会「同和教育 資料と
通信」1号、1960年6月1日、p.2。

⁵⁰ たとえば、四日市同和教育研究会「四同研だ
より」48号、1981年3月10日、p.7。

⁵¹ 拙稿「高度経済成長期の四日市における公害
教育の展開」、「子どもと自然学会誌」第8号、
2006年。拙稿「四日市の公害教育－1964年～
1974年－」、東京経済大学学術研究センター
「四日市の公害・災害に関する社会学的・教育
学的調査研究報告書」2007年。

謝辞：塩浜小学校関係者および四日市市教育委
員会の皆さんには、インタビューや資料貸与の
面で厚いご支援をいただきました。心より御礼
申し上げます。

付記1：実名公表を希望されていない協力者の
お名前は、仮名で記しました。

付記2：本研究の一部は、科学研究費補助金
(代表：土井妙子、課題番号20530688) および
「聖医会」(寄付金「土井教育研究資金」) から
の援助を得て遂行しました。